

平成24年度

事業報告書

 公益財団法人 **J K A**

目 次

I 本財団の概要

1. 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地・・・・・・・・・・ 2
3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴・・ 2
4. 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 評議員会の構成員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 事業の実施状況

第1部 競輪に関する事業

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・ 6
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・ 7
4. 交付金の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. その他競輪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2部 オートレースに関する事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・ 16
4. 交付金の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3部 補助事業

1. 平成24年度補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 補助事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3. 補助事業審査・評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
4. 情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5. 補助事業の調査・監査・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4部 本財団の組織に関する事業

1. 組織機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 公益法人制度改革への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
3. 事業の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. ガバナンスの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

平成24年度事業報告書

I 本財団の概要

1. 事業内容

競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の振興のため必要な業務を行い、併せて、自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図り、もって社会・文化の向上発展に寄与する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (2) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (3) 競輪の検車員、先頭固定競走の先頭誘導選手及び競輪に使用する自転車の部品並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (4) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (5) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (6) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (7) 開催執務員及び選手の褒賞を行うこと。
- (8) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (9) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第16条第1項各号及び小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第20号第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒102-8011 東京都千代田区六番町 4 番地 6

(2) 従たる事務所

(日本競輪学校) 〒410-2402 静岡県伊豆市大野 1827 番地

(オートレース事業所) 〒135-8072 東京都江東区有明三丁目 4 番地 10 号

3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴（平成 25 年 3 月 31 日現在）

役職	定数	氏名	任期	経歴
会長	1 人	石黒 克巳	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	(株) 毎日新聞社代表取締役 (株) 毎日ビルディング社長
副会長	1 人			
専務理事	1 人	平柳 豊	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	日本自転車振興会機械工業振興部長
理事	3 人以上 7 人以内	久能木 慶治	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	独立行政法人原子力安全基盤機構企画部長（出向）（最終官職）
		笹部 俊雄	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	(財) J K A 機械工業振興グループ長
		福島 厚	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	(財) J K A 総務グループ長
		木村 耕太郎	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	経済産業研修所次長（最終官職）
		渡辺 恵次	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	ブリヂストンサイクル(株)代表取締役会長
監事	2 人以上	磯部 正昭	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	公認会計士
		中村 一巖	H23. 4. 1 ~H25. 3. 31	(社) 全国競輪施行者協議会顧問

4. 職員数

223名（出向者、嘱託等を除いて148名）（平成25年3月31日現在）

5. 沿革

- 昭和23年11月 社団法人自転車振興会連合会（特殊法人日本自転車振興会の前身）設立
昭和25年8月 社団法人全国小型自動車競走会連合会（特殊法人日本小型自動車振興会の前身）設立
昭和32年10月 特殊法人日本自転車振興会設立
昭和37年10月 特殊法人日本小型自動車振興会設立
平成19年8月 財団法人日本競輪財団設立
平成19年10月 特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
平成20年4月 特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人JKAに改称

6. 評議員会の構成員の氏名（平成25年3月31日現在）

有馬真喜子	特定非営利活動法人UN Women国内委員会理事長
安西 孝之	公益財団法人日本ゴルフ協会会長
今井 通子	株式会社ル・ベルソー 代表取締役
島野 喜三	一般社団法人自転車協会名誉理事長
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団理事長

II 事業の実施状況

第1部 競輪に関する事業

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① GIRL'S KEIRIN

7月にデビューしたGIRL'S KEIRINの開催にあたり、各施行者と協力し、宿舍整備のアドバイス、運営管理に関するノウハウ提供などを行い、円滑な運営をサポートした。

また、ガールズグランプリ及びガールズケイリンコレクションというガールズ特別レースの新設に伴い、その運営をサポートした。

さらに、23年度よりオープンし、競輪学校での訓練の状況などを伝えていたGIRL'S KEIRINの特設ホームページを本格運用し、SNSなども併せて活用したPRを行った。

併せて、自転車競技大会などのイベントに協賛することにより、グラスルーツでの新規のお客様の獲得に努めた。

なお、開催方式等、開催にあたり必要な事項については、関係団体において検討を行い、競技規則を含むガイドライン等各種規程の整備を行った。

② ミッドナイト競輪

ミッドナイト競輪の実施拡大を図るため、各施行者へ働きかけを行い、既存の2実施場に加え、新たに青森競輪場においてミッドナイト競輪を開催し、実施施行者の拡大及び認知度向上を図った。

③ 外国人選手のレース参加

世界規模の自転車競技大会等において優秀な成績を収めた者を競輪に出場する選手として登録する短期登録選手制度により、昨年度東日本大震災の影響で出走することが出来なかった8名の男子外国人選手を本年度出場させたが、オリンピックの開催があったことから平成24年9月から12月の出場となった。

また、ガールズケイリンの更なる活性化を図るため、2名の女子外国人選手を短期登録選手制度により平成25年3月の3開催に出場させた。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① KEIRIN.JPの利便性の向上

電話投票会員のお客様へのサービス向上と売上増を目的として、平成24年4月から電話投票発売開始時刻をこれまでより1時間早い午前8時からとし、また、これまで午後11時までであったネットバンク会員の前日発売サービス時間を、深夜時間帯（午後11時～午後11時50分、午前1時30分～午前4時40分）に拡大した。

4月にはスマートフォン用に最適化された画面で出走表・オッズ・結果等の情報を提供する「KEIRIN.JPスマートフォン用サイト」をオープンし、8月に

は並び予想やオッズ絞込み機能がついた「KEIRINオフィシャルアプリ（iOS版、android版）」の提供を開始し、利用者が増加しているスマートフォンでの情報提供の充実を図った。

新規施策については、11月に豊橋、防府、高知、別府の4場で試行実施した「モーニング競輪（午前10時以前に第1レースを発走）」において、KEIRIN.JPストリームによるインターネット映像配信対応を実施した。

また、KEIRIN.JP検索サーバ等、インターネットに係る既存システムのリプレースを行った。

② 場外車券売場の設置推進

効果的な設置展開に向けて施行者・設置者と協力し、地元調整、施行者の確定、土地・資金の確保、事業計画の妥当性等条件の整った案件について、設置許可取得までのサポートを行い、サテライト名古屋、サテライト中洲、サテライト徳島の3カ所の場外車券売場の開設に協力した。

(3) 重勝式車券発売の充実

GⅢ以上の開催でKEIRIN.JPを含む全ポータルサイトにおいて競輪場間で加算金を引き継ぐ重勝式賭式種別の発売、いわゆる重勝式統一発売（名称「Dokanto!7」及び「Dokanto!4two」）が平成24年4月4日午後6時から発売を開始した。

なお、初めての的中は平成24年10月7日Dokanto!4two、的中口数1口、払戻金1億9440万3740円であった。

(4) 調査研究事業

① 競輪活性化のための調査研究

早朝からの本場への来場促進を図るとともにお客様の利便性の向上を図り、お客様が一日を通して長く競輪を楽しんでいただけるよう、通常よりも早く開催が始まるモーニング競輪を4場で試行的に実施した結果、売上が好調であったことから、次年度において本格的に実施することが決定された。

また、日本競輪学校第103回生徒、第104回生徒（女子第2回生徒）の川崎競輪場における卒業記念レースを実施した。

② 競輪開催最適化のための調査研究

モーニング競輪及び小倉競輪場におけるS級、A級それぞれ9車立て競走によるミッドナイト競輪の試行実施に協力し、開催時間帯の拡大と弾力化について調査研究を行った。

③ 市場拡大のための調査研究

お台場サイクルフェスティバル2012や2012ジャパンカップサイクルロードレース等の自転車イベント、自転車競技大会へのブース出展を行うとともに、自転車競技愛好者に対するガールズケイリンを含む競輪の市場性について調査研究を行った。

また、S級S班選手を中心として結成された被災地応援チーム「チャリーズ」に

よる復興支援レースの実施及びイベント実施に協力した。

④ 新しい競走の研究

国際ルールに倣ったスポーツ性の高い新しいスタイルの競走を提供すべく、GIRL'S KEIRINの競走種類を先頭固定競走（インターナショナル）として実施した。

(5) 自転車競技者の裾野拡大

① 自転車競技ジュニア層の育成拡大

(財)日本自転車競技会への日本競輪学校に入学を希望する者の養成業務の委託、及び「GIRL'S SUMMER CAMP 2012」の実施等を通じ自転車競技者の裾野拡大に努めた。

また高校総体、国民体育大会に協力し、女子のエキシビジョンレースを実施して、女子自転車競技の露出拡大、選手の競技力発露の機会拡大を行った。

② 世界を目指す選手の強化事業への協力

トラック世界選手権、トラックW杯等の国際大会に在学中の第104回生徒を派遣するなど、(財)日本自転車競技連盟の活動に積極的に協力した。また、自転車ナショナルチーム合宿等に本校施設の貸出を行った。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 各種メディアを活用したPR

ア. テレビ局を活用したPR

在京テレビ局を中心とした番組提供等を実施し、イメージアップCMの放映並びにパブリシティ等により競輪及び自転車競技等の認知拡大を図った。

イ. マスコミ関係者・有識者等をガールズケイリン開催時など競輪場に招待し、見学会を行った。

ウ. 特別競輪等の開催に併せて、取材記者対応や新聞社の表敬訪問等を実施した。

② 特別競輪の統一的PR

ア. 平成24年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成24年度特別競輪等広報宣伝実施計画に基づき、各特別競輪等開催施行者及び(社)全国競輪施行者協議会と協力して実施した。

イ. 平成25年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成25年度特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議において広報宣伝事業計画を策定した。

③ 新規施策の広報宣伝

ア. ガールズケイリンについては、第102回生(女子第1回生)による開幕戦、ガールズグランプリ、ガールズコレクション等でプレスリリースを行うとともに取材

対応等を行った。また、競輪学校在学中の第104回生徒の主要な学校行事についてプレスリリースを行うとともに、取材対応等を行った。

イ. 重勝式車券統一発売については、既存ファンに対する告知PRを実施するとともに、新規顧客層に対する興味喚起を図ることを目的としたプロモーションを実施した。

ウ. ロンドンオリンピックについては、競輪選手のオリンピック大会出場をPRし、特に新規顧客層に対する競輪への興味喚起を図ることを目的としたプロモーション（選手紹介・競技日程・結果等を掲載したWebサイトの制作運用、ポスター・ノベルティグッズ、選手応援パネル・横断幕の制作）を実施した。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

登録については、新たに申請のあった者に対して学力（自転車競技法及び自転車競技法施行規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、審判の要領等の審判員として必要な事項）、技能（特殊能検査、反応時間検査）及び人物検定（審判員としての心得等）による登録検定を実施し、合格した1名を登録した。

また、競輪審判員の登録更新検定を実施し、250名の登録を更新した。

（平成25年3月31日現在の登録審判員数 739名）

認定については、A級認定試験に合格した13名をA級審判員に、新たに審判員登録した1名の審判員をC級審判員に、それぞれ認定した。

（平成25年3月31日現在のA級審判員数 264名、B級審判員数 313名、C級審判員数 162名）

② 選手の登録

登録については、身体検査（身体検査合格基準）、学力検査（自転車競技法及び自転車競技法施行規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、自転車競走競技規則例、自転車の構造及び機能に関する理論等の選手として必要な事項）、技能検定（200、1,000メートル独走タイム、走行技能、自転車の整備技能）及び人物検定（競輪選手としての適格性の有無）による資格検定に合格した第100回生1名（男子）、第101回生37名（男子）、第102回生33名（女子）計71名を登録した。

男子の資格検定は、第103回生徒36名に対し実施し35名が合格した。

女子の資格検定は、第104回生徒18名に対し実施し18名全員が合格した。

（女子の合格者は平成25年4月10日、男子の合格者は平成25年5月1日登録予定。）

さらに、短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程による選手資格検定に合格した男子8名、女子2名を短期登録選手として登録した。

登録更新（2年更新）については、申請のあった選手1,463名の登録を更新した。

登録の消除については、349名の登録を消除した。

（平成25年3月31日現在の登録選手数 2,745名）

③ 自転車の登録

登録については、スチール製フレーム（井田製作所「リンセイ・ラボ」）及びガールズケイリンで使用するカーボン製フレーム（（株）岩井商会「ガンウェル」、九十九サイクルスポーツ「カラビンカ」）を新規に登録した。

登録更新（3年更新）については、申請のあった「九十九サイクルスポーツ」「（株）ワークセンター」をはじめとして14件に対して「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録更新した。更に代表者の変更等による登録証記載事項の変更等にも随時対応した。

また、女子短期登録選手2名から申請があったカーボン製自転車を登録した。

○平成25年3月31日現在の登録自転車数 37

・スチール製フレーム 33

・カーボン製フレーム 4※女子短期登録選手の自転車は含まず

（2）検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

① 検車員の認定

認定については、新たに申請のあった者に対して身体検査（身体検査合格基準）、学力検査（競輪に関する法令に関する知識、自転車の検査に関する諸規則に関する知識・自転車の構造及び機能に関する知識等検車に必要な事項）及び技能検定（自転車の完成検査、自転車の分解及び組立、自転車の点検及び調整等）による認定試験を実施し、合格した12名を検車員に認定した。

また、62名の認定を取り消した。

（平成25年3月31日現在の認定検車員数 768名）

② 先頭誘導選手の認定

（財）日本自転車競技会が推薦した選手について、265名を新たに認定するとともに、1,018名の認定の更新と401名の認定の取消を行った。

（平成25年3月31日現在の先頭誘導選手数 2,029名）

③ 自転車の部品の認定

新規認定については、スチール製フレームに使用できる部品として申請のあった「ハンドルポスト」及びカーボン製フレームに使用できる部品として申請のあった「サドル」に対して、「競走車部品認定基準」に基づく書類審査を行い、新規に認定した。

○平成25年3月31日現在の認定部品数 84点

・スチール及びカーボン製フレームに使用できる部品 77点

・カーボン製フレームに使用できる部品 7点

（3）競輪の実施方法を定めることに関する事業

適正・円滑な競技運営を期するため、部門別に（財）日本自転車競技会実務担当者との改善研究会等を次のとおり行った。

① 審判業務

適正・円滑な競技運営を期するため、部門別に（財）日本自転車競技会実務担当者との改善研究会等を実施した。

② 選手管理業務

約款の解釈などの問合せに関して随時対応し、また開催現場の実情を勘案して見直された中途欠場及び直前欠場に関する防止策の運用等を行い、諸問題の解決及び具現化を図り、選手管理業務の適正・円滑な実施に資するよう努めた。

③ 番組編成業務

番組編成部門については、特別競輪等開催時に、開催現場に赴き勝ち上がり等の確認作業を行ったほか、現地の番組編成担当者から改善のための意見を聴取した。

特に、平成24年7月から開始のガールズケイリンについては、実施に伴う番組諸制度を整備するとともに、その実施にあたっては番組編成担当者と事前のリハーサルを行い、また、当該開催時には、勝ち上がり等の確認を行うなど、円滑な運用ができるように努めた。

④ 検車業務

スチール製フレーム製造に関する過去の申合せ事項等を確認及び精査するため、「スチール製フレーム登録自転車製造業者連絡会議」を計3回開催した。

また、検車業務の適正・円滑な実施を図るため、GⅠ開催場等において検車委員との打ち合わせを行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

① 選手の出場あっせん

級班別人員数、評価点算定最低出走回数及び競輪の種類別節数の決定等、あっせんに関する事項を審議するため、出場選手あっせん委員会幹事会を開催した。

同幹事会で最大競合節数が決定された後は、各地区で実施される日取り調整会議に出席し、選手出場あっせんの状況についての助言を行い、円滑な開催運用ができるよう各月の開催節数の調整を図った。

また、本年度は、前年度に引き続き、選手退職金制度の変更等により、年末において選手の大量退職が予測されたため、平成24年後期（平成24年7月～12月）の級班別人員数等について、開催運営に支障が出ない適正な人数バランスとなるよう、関係団体と協議し決定した。

開催枠組みについては、平成24年度第8回競輪最高会議（平成24年11月8日持ち回り）において、平成25年4月からFⅡのA級1、2班戦1個レース削減が決定された。

その他、GⅢ並びにFⅠ・FⅡの企画レース等については、開催施行者から提出されたあっせん希望選手名簿に基づき、可能な限り企画内容等に合致するようあっせんを行った。

② 選手の級班の決定

選手の級班については、28,332レース（平成24年1月～12月）行われた競走の中で各選手が取得する1着から9着までに付与される競走得点に関し、審査期（6ヶ月間）における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷

等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより審査期における級班を決定した。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

① 開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員養成については、通信教育により審判員資格を取得しようとする1名に対し、6ヶ月間の通信添削教育を中心に（日本競輪学校でのスクーリング等を含む。）教育を行った。

イ. 訓練

訓練については、次代の審判委員（審判長・副審判長）育成のため、3泊4日を1単位とする基幹審判員講習会を3回、審判員6名に対して実施した。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

養成については、日本競輪学校において、適正な競技技能、関連法規等の習熟及び教養教育を主眼とした教育を実施している。

平成24年5月22日に入学した第103回生徒37名（合格者36名、再履修者1名）、第104回生徒19名（合格者18名、再履修者1名）に対し、自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科（関係法規、競輪選手として必要な知識、職業倫理並びにスポーツの科学的理論等）の教育を実施した。

また、伊豆ペロドロームにおいて訓練を行うとともに、卒業認定試験を実施した。

第103回生徒は平成25年3月29日に36名（停学により1名減員）、第104回生徒は18名（退学により1名減員）が卒業した。

なお、「生徒の教育期間の短縮に関する規則」により早期卒業の候補者を選定したが、早期卒業には至らなかった。

生徒の募集については、第105回、第106回（女子第3回）生徒募集を実施した。第105回生徒の一般試験については、374名（技能267名、適性107名）の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、36名の合格者を決定した。

第106回生徒の一般試験については、48名（技能27名、適性21名）の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、20名の合格者を決定した。

なお、第105回、第106回生徒共に特別選抜試験の応募者はいなかった。

イ. 訓練

登録を更新する選手を対象に、失格及び落車事故の防止並びにモラルの向上を主眼に、競輪事業における選手の果たすべき責任と役割、競技秩序の確立、ドーピングの防止、競輪の公正安全の確保と選手に起因する事故の未然防止等についての教育指導を実施した。

また、選手の技術の向上を中心に事故の未然防止を目的とした「技能訓練」等、（一社）日本競輪選手会が実施する訓練に対し助成を行った。

さらに、競輪開催時における不適正競走、競走外の非違行為等について、特に

注意が必要と思われる選手に対し指導を行うとともに選手登録更新時における選手訓練等を通じて事故防止の徹底を図った。

(6) 選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手、顕著な記録を達成した選手及び功労のあった選手の表彰を行った。

①競走成績による表彰

平成24年の表彰選手の選考については、平成25年1月16日に開催された表彰選手選考委員会において、最優秀選手、優秀新人選手、特別敢闘選手等に該当する者について諮問し、同委員会の答申に基づき、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成25年2月14日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	武田 豊樹	茨城
優秀選手賞	村上 義弘 成田 和也	京都 福島
優秀新人選手賞	原田 研太郎	徳島
特別敢闘選手賞	深谷 知広	愛知
国際賞	坂本 貴史 河端 朋之 稲毛 健太	青森 岡山 和歌山
特別功労賞	(一社)日本競輪選手会 千葉支部 小林 宏年	静岡
特別賞	脇本 雄太	福井
特別賞(ガールズ最優秀)	加瀬加奈子	新潟
特別賞(ガールズ優秀)	中村由香里 小林 莉子	東京 東京

②通算成績による表彰

ア. G I 25回連続出場選手

G I の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。平成25年1月より新たにG I 25回連続出場選手を表彰することにした。

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
鈴木 誠	千葉	日本選手権競輪	平成25年3月19日 (立川競輪場)

イ. G I 20回連続出場選手

G I の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
西川 親幸 濱口 高彰	熊 本 岐 阜	日本選手権競輪	平成25年2月14日 (都内ホテル)
神山雄一郎	栃 木	競輪祭	
三宅 伸	岡 山	オールスター競輪	
後閑 信一 稲村 成浩	東 京 群 馬	高松宮記念杯	

ウ. G I 15回連続出場選手

G I の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

なお、G I 15年連続出場選手の表彰については平成25年1月をもって廃止した。

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
紫原 政文 山口 富生 伏見 俊昭	福 岡 岐 阜 福 島	日本選手権競輪	平成25年2月14日 (都内ホテル)
三宅 伸	岡 山	高松宮記念杯	
齋藤登志信	宮 城	競輪祭	
渡邊 晴智	静 岡	寛仁親王牌 競輪祭	
新田 康仁	静 岡	オールスター競輪 競輪祭	
香川 雄介 伏見 俊昭	香 川 徳 島	オールスター競輪	

エ. ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	深谷 知広	愛 知	23,098	平成24年9月13日 (前橋競輪場)
2	武田 豊樹	茨 城	21,125	
3	村上 義弘	京 都	20,606	
4	伏見 俊昭	福 島	16,901	
5	浅井 康太	三 重	11,712	
6	長塚 智広	茨 城	11,523	
7	成田 和也	福 島	11,457	
8	山口 幸二	岐 阜	10,047	
9	脇本 雄太	福 井	9,147	

(7) 事故防止と公正確保

28,123 レース中（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）における失格事象（982 件）を中心に VTR に基づく検証を行うとともに、不適正競走（選手管理状況報告書の精査）等について審査を行った結果、対象となる選手に対し、「あっせん規制委員会」においてあっせん停止（平成 24 年度適用 11 件）を、また「あっせんをしない処置委員会」においてあっせんをしない処置（平成 24 年度適用件数 136 件）を講じた。

登録選手の身体検査については、平成 23 年度身体検査における不合格者はいなかったが、平成 24 年度から選手登録される女子選手の身体検査に関する基準の制定など身体検査業務の諸問題の検討等を行うため、中央判定医師会議を開催した。

また、平成 24 年度身体検査を登録選手 2,855 名（平成 24 年 12 月 19 日現在、受検延期者等を除く。）を対象に、平成 25 年 2 月 1 日～3 月 31 日の期間において実施した。

(8) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。また、平成 25 年度以降の助成について見直しを行い関係団体と合意した。

(9) 自転車の部品等の安定的な供給・確保

競輪用部品の供給を安定化させるため、市販競技用部品について競輪での使用が可能か調査研究を行った。

4. 交付金の受入れ

自転車競技法第 16 条第 1 項に基づき、競輪施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。なお、同法第 17 条に基づき、交付金の交付期限を延長している施行者については、3 号交付金のみの受入れを行った。

5. その他競輪に関する事業

競輪事業の振興及び本財団の業務遂行に資するため、競輪特別諮問委員会を設置し、本財団会長と競輪を施行する地方自治体の長と意見交換を行った。

第2部 オートレースに関する事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 魅力ある競走の提供

① グレードレースの魅力向上

GⅡレースについては、第2次構造改革により賞金体系を統一し全場場外発売としたが、あっせん方法の基準が明確でなかったため、GⅠレースとあっせん内容のバランスを保ちかつ企画レースとしての特色を生かすことを目的に、上位級選手にあっせんが偏らないようあっせん方法の基準に関する規定を新たに設けた。

また、級別選手数及びあっせん日数の見直しを図り、S級選手を96名から48名とし上位級選手の出場機会を増やすことを決定した。併せて、GⅠレースのレベルアップを図るため、あっせん方法について出場資格の最下位順位を320位から264位に引き上げ、B級選手の出場機会を減少させる内容に改正した。

② 興味ある企画レースの実施

GⅡさざんかカップ（船橋）で期別対抗戦、GⅡダブルチャンピオンシップ（飯塚）で前日と同番組で実施するリベンジ戦を実施した。

また、新たな試みとして普通開催（川口）において「6車立てレース」を2節の前半レース限定で実施した。当てやすく購入しやすい番組を目的として試行的に実施したもので、アンケート調査によるお客様の意見は賛否両論であったが、これらの意見を踏まえ、継続実施について実施方法を含め検討していくこととした。

その他、準メインレースを昼休み時の第5レースに実施する「ランチアタック」（浜松）等趣向を凝らした番組編成によるレースを実施した。

(2) 情報提供の充実と利便性の向上

① 車券購入の利便性向上

電話投票会員のお客様へのサービス向上と売上増を目的として、平成24年10月からオートレースJPでは各レースの発売時間を1分延長し、発売締切を発走時刻の3分前までに改善したほか、重勝式では平成24年5月から終夜発売（日付変更のシステム保守時間帯を除く）を開始するとともに当該日の発売締切を重勝式対象の最初のレース発走時刻の1分前に変更した。

また、ネットバンク会員の増加を図るため、新規会員1万名の加入促進キャンペーンを平成24年8月から開始（1年間の予定）するとともに、高額購入者への動機付けとして謝恩キャンペーンを今年度で2回実施したほか、平成25年度から開始する民間ポータル（Gamboo、オッズパーク、チャリロト）を活用した車券発売に向けた各種調整を行った。

② 場外車券売場の設置推進

平成24年7月18日にオートレース専用場外車券売場「オートレース川辺」（鹿児島県南九州市川辺町）が開設され、平成24年12月27日には競輪場外車券売場「サテライト双葉」（山梨県甲斐市）に併設する形で「オートレース双葉」が開設された。

また、引き続き場外車券売場の設置を推進するため案件の調査及び検討を行うとともに、施行者と一体となった調査検討及び情報収集、調整を行ったほか、他競技施設との相互発売を推進するため、関係機関から情報収集を図り問題点を整理した。

2. オートレースに関する広報宣伝

（1）効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得

SGレース開催時にスポーツ紙のPC、携帯サイトで、他ジャンルのWEBページからオートレースWEBページへお客様を誘導するキャンペーンを実施したほか、国内主要バイクイベント会場にブースを出展し、PRを図った。

② 情報提供の充実

映像提供を中心にスマートフォン向けの情報提供を強化した。

また、PC競技情報サイト「ネットスタジアム」の見やすさを考慮して提供情報を集約し、inet投票へ移動がスムーズに出来るようにするなど、平成24年10月にオフィシャルHPのリニューアルを行った。

若年層、ビギナーに対し興味と理解を持ってもらうため、ソーシャルサービスを活用し、オフィシャルフェイスブックページで新規ファンの開拓を行い、LINE@のサービスを開始(平成25年2月)したほか、実際の映像を使用したオートレースの予想体験ゲームを実施(平成24年12月～平成25年1月)した。

③ 選手を活用したイメージアップ

主力選手、女子選手及びベテラン選手等の各種話題をマスメディアに向けて積極的に配信し、TV、ラジオ、新聞、雑誌及びWEB等でのパブリシティ露出を図った。

また、平成25年デビュー予定の第32期選手についても、デビューに向け女子選手及び特例枠選手を中心にTV、雑誌等に露出するとともに、新聞に記事を出稿し露出の拡大を図った。

④ ファン感謝祭の実施

今年度においても、ファン多数を招待し「平成24年オートレース選手表彰式」に併せ、ファン感謝祭を実施し、MVPの高橋貢選手他、受賞選手とファンとの交流に努めた。

（2）各場の活性化に資するPR

オートレース活性化プロジェクトチームは、6場それぞれに担当者を充てて活動し、各場の施行者及び関係者と連携しながら当該場の売上拡大施策、来場促進策、経営の効率化等についての施策の企画・立案及び実施を通じてファンの拡大と囲い込みに資

する活動を引き続き行った。

具体的には、大村競艇と飯塚レース場のコラボサイト運営、電投会員の高額購入者向け謝恩キャンペーン、ポケバイレース（川口）、キッズバイク教室の実施（伊勢崎）、オリンピック金メダリストによる水泳教室（山陽）、地元FMラジオ活用広報（浜松）、企画レース実施への協力、場を跨ぐスタンプラリー（船橋・川口）、プロ野球球団（福岡ソフトバンクホークス・北海道日本ハムファイターズ）とのコラボによる野球場でのPR活動（飯塚・川口）などを展開した。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

（1）審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

検定、登録については、審判員資格検定の申請があった22名に対し同検定を実施し、合格した22名を審判員として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員86名のうち、登録更新の申請のあった75名に対して登録更新検定を実施し、合格した75名の登録を更新した。

登録の消除については、審判員11名の登録を消除した。

② 選手の登録

検定及び登録については、検定の実施がなく、登録はなかった。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手261名から登録更新の申請があり、全員の登録を更新した。

登録の消除については、登録消除申請のあった者10名、成績不良者8名の合計18名の登録を消除した。

③ 競走車の登録

登録については、所有選手から競走車登録検査の申請があった180車に対して同検査を実施し、合格した180車を競走車として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する競走車217車のうち、所有選手から登録更新の申請があった196車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した競走車196車の登録を更新した。

登録消除については、競走車171車の登録を消除した。

（2）競走車の部品の認定

競走車及び同部品のレースでの使用可否、関係申し合わせ事項等を検討するため競走車対策専門委員会を3回開催するとともに、競走車試験委員会を1回開催した。これらの委員会で競走車部品であるイグニッションコイル及びバランスウエイトの材質変更、エンジンプレートの新規作成について審議を行った結果、この3点のレースでの使用の承認と関係申し合わせ事項等の改正を行った。

（3）オートレースの実施方法を定めることに関する事業

オートレースの公正、安全な競技運営を期するため、部門別に、競走実施法人実務

担当者との連絡会議等を次のとおり実施し、開催業務に関する指導を行った。

① 審判業務

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議を3回開催し、各開催現場の審判判定に対する課題と実情把握を行い、競技運営の公正かつ円滑な実施を図った。

また、審判体制における指示の一層の徹底を図るため、「審判の要領」について、見直しの検討を行ったが、改正するまでの結論には至らなかった。

② 番組編成業務

番組担当者会議を2回開催し、各場の番組担当者と意見交換を行うとともに番組編成方法の統一等について検討を行った。

③ 管理業務

選手の管理業務の適正かつ円滑な実施を図るため、各小型自動車競走会管理員を対象に公正確保を目的とした管理担当者会議を1回開催した。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

選手出場あっせん調整基準に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

SGレース(スーパー・スターフェスタを含む)	5節	480名
GIレース	14節	1,344名
GIIレース	9節	864名
普通レース	87節	8,355名
合計	115節	11,043名

② 選手の級別の決定

期別変更期(6ヶ月間)ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

(5) 審判員及び選手等の養成及び訓練等

① 審判員等の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員志望者22名対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

イ. 訓練

審判長及び副審判長を対象に、関係法規の正しい理解と審判実務の習熟を図り審判執務体制の強化を図ることを目的に審判員中央訓練を1回実施した。

また、登録審判員全員を対象に審判業務に必要な知識を習得し、審判執務の充実を図ることを主眼として、競走会ごとに審判員地方訓練を各1回実施した。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

迅速かつ的確な判断を下すとともに、判定実務の統一を図るため、SG開催(オートレースグランプリ、日本選手権オートレース)に統一審判団を結成し、派遣

した。

エ. 委嘱検査員に対する研修

競走車の検査及び登録に関する事務委嘱者に対して行う、事務委嘱の範囲及び申し合わせ事項等についての研修については日程の都合上実施できなかったが、競走会検査担当者会議を1回開催し、競走車の検査業務に関する諸問題について議論し、技能の向上を図った。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

選手の養成については、オートレース選手養成所において、第32期選手養成所入所試験に合格した20名に対し、公正安全なレース推進の礎となる選手の養成を目的とした教育を平成24年10月から開始し、教育期間9ヵ月間のうち6ヵ月を教育要綱に基づき実施した。

イ. 訓練

登録選手のうち(社)全日本オートレース選手会の支部役員を対象に公営競技のプロ選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として指導者中央訓練を1回実施した。

また、登録選手を対象に公営競技の選手として必要な教養を高めるとともに併せてプロ精神の向上を主眼として、本年度は船橋、浜松、山陽支部で一般教養訓練(地方訓練)を各1回実施した。

登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、選手会支部毎に年4回の特別訓練を実施し、事故防止の徹底を図った。

(6) 選手の表彰

① 特別表彰

年間において優秀な成績を収めた選手に対し、以下のとおり表彰を行った。

賞名	選手名	ロッカ-所在場
最優秀選手賞	高橋 貢	伊勢崎
優秀選手賞	永井 大介	船 橋
	中村 雅人	船 橋
	荒尾 聡	飯 塚
最優秀新人選手賞	青山 周平	船 橋
優秀新人選手賞	中尾 貴志	飯 塚
特別賞	高橋 貢	伊勢崎
	角南 一如	山 陽
	小林 啓二	山 陽
	佐藤 摩弥	川 口

② 一般表彰

700勝達成 6名

500勝達成 6名

フェアプレー賞 8名

(7) 事故防止と公正確保

第13回事故再発防止委員会の報告書を受け、頸部を保護する試作防具の改良製品数種類の衝突実験を実施し、結果が良好であった製品の更なる改良を行った。

また、平成24年1月に発生した重大事故を受け、施設対策専門委員会において、レース場の安全対策について検討し、胴縁パイプの撤去と、「小型自動車競走場施設等の申し合わせ事項」を制定し緩衝材の設置内容をまとめ、第32期生のデビューに合わせ実施できるよう取り組むことを確認した。

オートレース開催時における不適正競走、競走外の不適正な行為について、必要な調査、情報収集等を行うとともに、小型自動車競走登録消除委員会、小型自動車競走選手あっせん規制委員会を適宜開催し適切な処置を講じた。

また、平成25年1月、小型自動車競走運営協議会においてオートレースの公正確保のため業界一丸となって綱紀粛正に努める旨の決議がなされた。

(8) 選手共済制度に対する助成

小型自動車競走法第28条第8号及び小型自動車競走施行規則第36条第3号の趣旨に基づき、選手共済制度の円滑な実施を図るため、(財)全国小型自動車競走選手共済会が行う選手共済事業に対して、4半期ごとに助成を行った。

(9) 新しい競走車の開発研究等

現行の競走車エンジンでは今後の環境問題への対応や、部品の価格高騰に伴う安定供給に問題があるため、将来のオートレースを見据えた競走車のEV化について、早急に研究開発する必要があることから、第73回競走車対策専門委員会において、「オートレース用電動競走車の研究開発骨子(案)」が提案され業界関係者とEV関係の学識経験者を構成員とした「EV型競走車開発検討プロジェクトチーム」を平成25年2月に設置し研究開発を進めることが決定した。

4. 交付金の受入れ

小型自動車競走法第20条第1項に基づき、小型自動車競走施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

第3部 補助事業

1. 平成24年度補助事業

平成24年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと、「平成24年度補助方針」及び「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、113件、10.0億円（前年度168件、15.8億円）、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、357件、30.7億円（456件、36.9億円）の補助金の交付決定を行った。

また、地域振興枠を活用した東日本大震災復興支援に重点的に取組み、東日本大震災復興に貢献する事業・活動に対し、上記体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業のうちの69件、1.8億円の措置を行った。

2. 補助事業の実施

(1) 機械工業振興補助事業

① 振興事業補助

振興補助事業については、「平成24年度補助方針（平成23年8月1日公示）」に基づき86件、9.4億円の交付決定を行った。

事業別には、機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業のうち、特に人命事故に関わるもの等重点事業に65件、8.3億円、自転車・モーターサイクルその他の機械に関する事業の振興に資する事業のうち、機械工業におけるものづくり支援に資する事業等一般事業に21件、1.1億円の交付決定を行った。

② 研究補助

研究補助については、27件、0.6億円の交付決定を行った。

自転車・モーターサイクルその他の機械に関する事業の振興に資する研究開発事業のうち、研究者による個別研究に19件、0.5億円、若手研究者による個別研究に8件、0.1億円の交付決定を行った。

(2) 公益事業振興補助事業

① 公益の増進

ア. 重点事業

「自転車・モーターサイクルの普及等の活動」に20件、7.2億円、「文教・社会環境の整備等」に18件、3.6億円、及び「国際交流の推進等」に13件、0.6億円を交付決定し、重点事業として計51件、11.5億円の支援を行った。

イ. 一般事業

「体育・スポーツの推進等」に24件、2.7億円、「医療・公衆衛生に資する活動」に29件、4.3億円、及び重点事業以外の「文教・社会環境の整備等」に41件、3.0億円を交付決定し、一般事業として計94件、10.1億円の支援を行った。

ウ. 新世紀未来創造プログラム

個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動に12件、800万円の支援を行った。

② 社会福祉の増進

児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に50件、5.6億円の支援を行うとともに、車両整備等福祉活動に102件、2.8億円の支援を行った。

③ 地域振興

東日本大震災復興支援補助として、第1次募集（平成23年8月15日から9月30日）分12件、0.3億円を平成24年4月1日に内定し、第2次募集（平成24年4月26日から平成24年6月7日）分57件、1.5億円を平成24年7月5日に内定し、合計69件、1.8億円の交付決定を行った。

3. 補助事業審査・評価委員会

(1) 補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を6回、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を8回開催し、平成25年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

なお、研究補助の審査をより適正に実施するため、審査・評価委員会の一部の委員で構成する「研究補助・研究部会」のスキームを新たに構築し、研究事業の成果・波及の妥当性、技術動向の変化、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会案を補助事業審査・評価委員会に附議した。

(2) 東日本大震災復興支援審査部会

平成24年度及び平成25年度東日本大震災復興支援補助について迅速かつ適正に実施するため、「東日本大震災復興支援補助審査部会」において現地の実情や災害支援の状況等を踏まえた審査を行い、震災部会案を公益事業振興補助事業審査・評価委員会に附議した。

4. 情報発信の強化

(1) 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、より広く社会に対し補助事業を周知するため、下記の方法で行った。

- ① TV（スポット）CM
- ② ラジオ番組提供・（スポット）CM
- ③ 折り込みチラシ

- ④ メール・DM
- ⑤ 補助事業の紹介動画（機械工業振興補助動画・公益事業振興補助動画・東日本大震災復興支援補助動画）

なお、平成24年8月に新TVCMを制作した。

（2）情報の公開

補助事業ホームページ（RING!RING!プロジェクト）において、機械振興補助事業及び公益事業振興補助事業の審査・評価委員会の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

（3）インターネット申請の利便性向上

前年度開発したインターネット申請システムを改善して交付申請への対応を図り、「研究補助」及び「東日本大震災復興支援補助」の募集時期を柔軟に変更できるよう機能改善を行い、補助事業者の利便性の向上を図った。

5. 補助事業の調査・監査・評価

（1）補助事業完了後における調査及び補助金の確定

- ① 平成21年度から平成23年度に実施した補助事業の一部を対象に、計353件（内訳：平成21年度事業実施分132件、平成22年度事業実施分215件、平成23年度事業実施分6件）について確定調査を行った。
- ② 平成23年度及び平成24年度に確定調査を実施した補助事業の一部を対象に、計768件（内訳：平成23年度調査実施分457件、平成24年度調査実施分311件）について補助金の額の確定を行った。
- ③ 平成24年度に調査した353件のうち、4件について、外部監査法人同行の調査を行った。
- ④ 平成24年度に調査した353件のうち、事業の一部を外部へ委託していた補助事業28件について委託先調査を行った。

（2）補助金確定後の監査

平成20年度及び21年度に実施され補助金の額が確定した補助事業計1,427件（内訳：平成20年度708件（機械149件、公益559件）、平成21年度719件（機械151件、公益568件））のうち計23件（内訳：平成20年度1件（公益1件）、平成21年度22件（機械6件、公益16件））について、確定後の監査を行った。

（3）補助事業の評価

- ① JKA補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、補助事業分野の一部について利用状況等調査を実施した。

- ② 補助事業者による自己評価に対する「JKA一次評価」を行うため、補助事業審査・評価委員会評価作業部会において決定した評価スキームに基づき、平成23年度補助事業の一部に対して評価を行った。
- ③ 補助事業の成果・効果を分析し、その後の審査・評価に活用するデータベースを構築するため、「事前計画・自己評価書」及び「事業の促進・阻害要因 自己分析シート」の様式を定め、自己評価データの蓄積と管理を行った。
- ④ 評価の一環として、補助事業審査・評価委員会にて補助事業者による補助事業の成果発表を7件行った。

(4) 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

平成23年度に定められた評価スキームに基づいて、平成23年度に実施された補助事業内容を基に、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、平成25年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

また、評価結果を「平成23年度JKA補助事業評価（中間報告）」としてとりまとめ、補助事業審査・評価委員会に報告した。

第4部 本財団の組織に関する事業

1. 組織機能の強化

更なる部署間の連携強化を図るため、「組織規程」を改正した。

また、重要案件に関し迅速な意思決定を行う為、平成25年4月1日より「審議役」を新設することとした。

なお、人事交流については、業務の実態等を踏まえ、より実効性がある方法を引き続き検討することとした。

その他、昨年度同様、業務の多様化・高度化に対応するため、補助事業の評価に関する資格の取得、競輪審判員研修会の受講及び危機管理広報講座の受講等、職員研修を実施した。

2. 公益法人制度改革への対応

新公益法人制度への移行に向けた準備を進め、平成25年4月1日付での公益財団法人への移行登記を行った。

3. 事業の効率化

本財団の業務を一層効率的に実施するため、一般競争入札、企画提案競争等を積極的に実施し、契約の競争性の向上を図った。

4. ガバナンスの強化

競輪業界内における意思決定の迅速化を図り、事業効率を高めるための新たなガバナンス機能のあり方について論点整理を行うとともに、組織構成、業務の運営方法等、業界団体再編に伴う新体制の基本方針について協議を開始した。

また、オートレースにおいては、小型自動車競走法の一部改正（平成24年4月1日施行）により関係者の責務規定が設けられたことを受け、従来から業界の最高意思決定機関であった小型自動車競走運営協議会が責務規定を果たす機関であることが確認されるとともに、審議を円滑に行うため会則・会議体系の見直しが行われた。